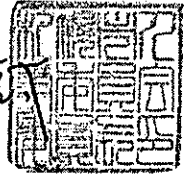


札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年11月30日

札幌市人事委員会

委員長 常本 照 新



札幌市人事委員会規則第7号

札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成25年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第4条中「任用」を「採用」に改める。
- (2) 別表1行政職給料表の項中「及び職務の級が4級」を「、職務の級が4級」に改め、「備考1に掲げる者に限る。）」の次に「及び職務の級が3級に属する職員（備考2に掲げる者に限る。）」を加え、「備考2に掲げる者に限る」を「備考3に掲げる者に限る」に、「備考2に掲げる者を除く」を「備考2及び備考3に掲げる者を除く」に改め、同表消防職給料表の項中「及び職務の級が4級」を「、職務の級が4級」に、「備考3に掲げる者に限る。）」を「備考4に掲げる者に限る。）」及び職務の級が3級に属する職員（備考5に掲げる者に限る。）」に、「備考3に掲げる者を除く」を「備考4に掲げる者を除く」に、「備考4に掲げる者に限る」を「備考6に掲げる者に限る」に、「備考4に掲げる者を除く」を「備考5及び備考6に掲げる者を除く」に改め、同表医師職給料表の項中「備考5」を「備考7」に、「備考6」を「備考8」に改め、同表中備考6を備考8とし、備考5を備考7とし、備考4を備考5とし、同備考の次に次の

備考を加える。

6 条例別表 5 消防職給料表級別基準職務表 3 級の項に掲げる職務を行う者（備考 5 に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が必要と認めるもの

(3) 別表 1 中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次の備考を加える。

3 条例別表 4 行政職給料表級別基準職務表 3 級の項に掲げる職務を行う者（備考 2 に掲げる者を除く。）のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会が必要と認めるもの

第 2 条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

(1) 附則に次の 1 項を加える。

（消防職給料表級別基準職務表の改正に係る経過措置）

7 札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 3 3 号）附則第 2 条第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する別表 1 の規定の適用については、当分の間、同表備考 4 中「条例別表 5 消防職給料表級別基準職務表 4 級の項第 1 号に掲げる職務を行う者並びに同項第 2 号及び第 3 号」とあるのは「札幌市職員給与条例の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 3 3 号。以下「改正条例」という。）附則別表 2 の 4 級の項」と、同表備考 5 及び備考 6 中「条例別表 5 消防職給料表級別基準職務表 3 級の項各号」とあるのは「改正条例附則別表 2 の 3 級の項」とする。

(2) 別表 1 備考 4 中「及び同項第 2 号」を「並びに同項第 2 号及び第 3 号」に改め、同表備考 5 及び備考 6 中「別表 5 消防職給料表級別基準職務表 3 級の項」を「別表 5 消防職給料表級別基準職務表 3 級の項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第 4 条の改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。